

様式第 20 号（答申書の交付）

A 4 4 1
令和 7 年 8 月 8 日

生坂村議会議長 藤 澤 幸 恵 様

生坂村公文書公開審査会
会長 吉澤 裕美

答申書の交付について

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を
交付します（令和7年度答申第2号）。

記

諮問番号：令和7年度諮問第2号

事 件 名：「令和6年6月14日村議会総務建経常任委員会会議録」の公開請求に対
する処分への審査請求について

※別紙として答申書を添付する。

担当：総務課 中山
連絡先：69-3111

答 申 書

諮問第 2 号

第 1 審査会の結論

「令和 6 年 6 月 14 日総務建経常任委員会会議録」の公文書開示請求に対し、生坂村議会議長（以下「実施機関」という）は、令和 6 年 7 月 31 日付けで令和 6 年 6 月 14 日総務建経常任委員会会議録の公開決定を行った（以下、「本件公開決定」という。）。審査請求人は、公開文書に対し、どのような話し合いがなされたのか会議の概要が分かる記録を職員に作成させその公開を求める旨主張している。本件公開決定においては、生坂村議会委員会条例に基づき作成された会議録を開示しており、本件公開決定は、妥当である。

第 2 本件事案の経緯

諮問に至る経緯は次のとおりである。

1 公開請求

審査請求人は、令和 6 年 7 月 18 日付けで、生坂村公文書公開条例（平成 12 年条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条により実施機関に対し、「令和 6 年 6 月 14 日総務建経常任委員会会議録」の公開請求をした（以下「本件公開請求」という。）。

2 公開決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 6 年 6 月 14 日総務建経常任委員会会議録の公開決定を令和 6 年 7 月 31 日付け第 A441 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 6 年 11 月 29 日付けで、本件公開決定で交付した内容を不服として実施機関に対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第 12 条第 1 項により、令和 7 年 5 月 7 日付け第 A941 号で当審査会に諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件公開決定により公開した公文書は生坂村公文書公開条例第 1 条の目的及び生坂村議会委員会条例を適切に運用していないため、会議の概要が分かる記録を職員に作成させその公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

(1) 申立書による審査請求の理由

本件公開決定は、本件公開請求に対し、令和6年6月14日総務建経常任委員会会議録を交付したが、公開された公文書には議案の件名が記されているが、説明者と審議結果の可否があるだけで、どのような話し合いがなされたのか会議の概要が全く分からないのは生坂村公文書公開条例第1条の目的に反している。

全員協議会で、常任委員会の傍聴は「会議室が狭いため」許可できないと多数決で決めており、住民の知る権利を侵害している恐れがある。

(2) 審査請求人による口頭意見陳述の要旨

総務建経常任委員会は総務課、振興課関係について審査し、特に令和5年度から環境省の脱炭素先行地域の採択により住民の関心が高くなっている。委員会の傍聴もできず、住民が常任委員会の内容を知るには、議会定例会最終日にある委員長報告（I C N放送）と議会だよりの委員会報告のみであり、公開された公文書は概要が分からず住民の知る権利が確保されていない状態にある。

(3) 補佐人による口頭意見陳述の要旨

地方自治法に正しく則り、村と議会がちゃんと対応し適切な業務をしていれば、こうした審査会を開く必要がなかった。情報公開について村に住む人たちの知る権利を著しく害している。傍聴者たった2名を入れない常任委員会は地方自治法に違反している。

第4 実施機関の説明要旨

生坂村議会委員会条例第27条に「委員長は職員をして会議の概要、出席委員の氏名必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない」とされ、出席議員の氏名、議案等必要な事項を記載した記録の委員長記名押印した写しを交付した。

第5 審査会の判断

1 本件事案について

実施機関は、本件公開請求に対し、令和6年6月14日総務建経常任委員会会議記録の交付決定を令和6年7月31日付けで本件公開決定を行った。

これに対し、審査請求人は、公開文書に対して本件審査請求を行った。他方、実施機関は、本件公開決定を妥当と主張している。

当審査会は、審査請求人からの意見聴取及び実施機関の説明等を踏まえ、本件公開決定について検討した結果、次のとおり判断する。

2 審査請求期間

「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月

（中略）を経過したときは、することができ」ず（行政不服審査法第18条第1項）、例外的に、期間徒過について「正当な理由」があるときは審査請求ができる（同法同条同項）。

本件公開決定は、令和6年7月21日付けで通知されているが、公開の日時が令和6年8月30日と指定されており、審査請求人に対し文書の写しが交付されたのは令和6年8月30日であるため、審査請求人が「処分があったことを知った日」は、写しの交付を受けた令和6年8月30日と考えるべきである。

よって、本件審査請求は、審査請求期間内になされたものであるとして、次のとおり判断する。

3 本件公開決定の妥当性について

審査請求人は、令和6年7月31日付けで、生坂村公文書公開条例（平成12年条例第5号。以下「条例」という。）第5条により実施機関に対し、「令和6年6月14日総務建経常任委員会会議録」の本件公開請求をなした。実施機関は本件公開決定を行ったが審査請求人は、本件公開決定に対して、どのような話し合いがなされたのか会議の概要が全く分からないのは生坂村公文書公開条例の目的に違反し、生坂村議会委員会条例を適切に運用しているとはいえないとして、会議の概要が分かる記録を職員に作成させた上その公開を求めるものである。

生坂村議会委員会条例第27条において「委員長は職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印をしなければならない」と規定されているところ、本件会議記録は、同条に基づき、開始日時、出席者、議案審議結果、委員長記名押印がされている。

審査請求人は、どのような話し合いがなされたのか会議の概要が全く分からないのは生坂村公文書公開条例の目的に違反し、生坂村議会委員会条例を適切に運用しているとはいえないと主張するが、会議記録の「会議の概要」に、発言者や発言内容など審議経過をどの程度具体的に記載するかは委員長の裁量に委ねられるものと考えられ、公文書の開示又は不開示の適否を審査する当審査会において審査すべき対象ではない。

実施機関は、生坂村議会委員会条例に基づき作成された会議録を公開したものであり、本件公開決定に違法又は不当な点は見受けられず、本件公開決定は、妥当であると判断する。

なお、地方自治法115条1項本文は、本会議の公開を義務付けるにとどまり、常任委員会の公開を義務付けておらず、常任委員会の公開については何ら触れていないことからすると（同法109条ないし111条参照）、これを公開するか否かは議会の裁量に委ねられているものと解されるところ、生坂村議会委員会条例17条は、「委員会は議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」（同条1項）、「委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。」（同条2項）と規定しており、常任委員会を原則非公開としている。したがって、住民の知る権利を侵害しているとする審査請求人の主張、および、傍聴者たった2名を入れない常任委員会は地方自

治法に違反しているとの補佐人の主張は、上記の本審査会の判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上のことから、本件公開決定に違法又は不当な点は見受けられず、本審査請求にはその理由がないため、前記第1のとおり判断する。